

○職員 of 退職管理に関する規則

平成二八年三月一六日

仙台市人事委員会規則第一号

改正 平成二八年七月人委規則第二五号

平成二九年二月人委規則第八号

平成三〇年三月人委規則第七号

平成三一年三月人委規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに仙台市職員の退職管理に関する条例(平成二十八年仙台市条例第二号。以下「条例」という。)第三条及び第四条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員(同項に規定する職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織をいう。以下同じ。)又は議会の事務局(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織又は議会の事務局を除く。)に属する職員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権

の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人のほか、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、職員の任用に関する規則(平成二十八年仙台市人事委員会規則第7号)別表第一局長職の項に掲げる職(市長の事務部局の本庁の局長の職を除く。)とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織又は議会の事務局(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織又は議会の事務局を除く。)に属する職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職

員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織又は議会の事務局(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織又は議会の事務局を除く。)に属する職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、別表に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間(再就職者が法第三十八条の二第四項又は第十四条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対

象となる契約等事務（法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。）

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、職員の任用に関する規則別表第一次部長職の項及び課長職の項に掲げる職（危機管理室長の職を除く。）とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織又は議会の事務局（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織又は議会の事務局を除く。）に属する職員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、職員の任用に関する規則別表第一局長職の項、次部長職の項及び課長職の項に掲げる職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合
- 三 営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(前二号に掲げる場合を除く。)であつて、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、本市の一般職(法第三条第二項に規定する一般職をいう。)又は特別職(同条第三項に規定する特別職をいう。)に属する職に就いた場合
(平二八、七・改正)

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称及び連絡先
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(平三一、三・改正)

(再就職状況の公表事項)

第二十五条 条例第四条第二項の人事委員会規則で定める事項は、前条第二項各号(第二号、第六号(再就職先の連絡先に係る部分に限る。))及び第七号を除く。)に掲げる事項とする。

(平三一、三・改正)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平二八、七・改正）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職管理に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平二九、二・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三〇、三・改正）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平三一、三・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十四条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に離職した職員に係る届出について適用し、同日前に離職した職員に係る届出については、なお従前の例による。

別表（第九条関係）

（平二九、二・平三〇、三・改正）

- 一 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
- 二 株式会社たいはっくる
- 三 公益財団法人せんだい男女共同参画財団
- 四 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
- 五 社会福祉法人緑仙会
- 六 公益社団法人仙台市シルバー人材センター
- 七 公益財団法人仙台市健康福祉事業団
- 八 公益財団法人仙台市医療センター
- 九 公益財団法人仙台市救急医療事業団
- 十 株式会社仙台市環境整備公社
- 十一 公益財団法人仙台市産業振興事業団
- 十二 一般財団法人みやぎ産業交流センター
- 十三 株式会社仙台港貿易促進センター
- 十四 公益財団法人仙台観光国際協会

- 十五 公益財団法人瑞鳳殿
- 十六 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団
- 十七 公益財団法人仙台市市民文化事業団
- 十八 公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団
- 十九 公益財団法人仙台市建設公社
- 二十 公益財団法人仙台市公園緑地協会
- 二十一 公益社団法人仙台市防災安全協会
- 二十二 公益財団法人仙台市水道サービス公社
- 二十三 仙台交通株式会社
- 二十四 仙台ガスサービス株式会社
- 二十五 仙台ガスエンジニアリング株式会社
- 二十六 仙台エルピーガス株式会社
- 二十七 株式会社クリーンエナジー